

家庭におけるエコ窓普及促進補助金

公募要領

[令和8年6月]

【申請受付期間】

令和8年6月17日（水）～令和9年1月31日（日）まで

【提出・問い合わせ先】

家庭におけるエコ窓普及促進補助金事務局

○ 住 所 : 〒730-0031 広島市中区紙屋町2-2-2 紙屋町ビル9階

○ 電 話 : 082-542-7311

○ E-mail : hiroshima_ecomado2026@bsec.jp

○ 受付時間 : 9:30~17:30/月~金曜日（土日祝を除く）

○ ホームページ

<https://hiroshima-ecomado.jp/>

【注意事項】

- この補助金は国の補助事業である「先進的窓リノベ 2026 事業」のうち住宅の断熱改修に対する補助の交付決定を受けた県内の既存住宅を対象としています。
- 交付申請の手続きは、改修工事を施工（請負）した事業者が、工事発注者の同意を得た上で行います。
- 工事発注者が交付申請の手続きを行うことはできません。

家庭におけるエコ窓普及促進補助金事務局

【目次】

1	補助金の趣旨	3
2	事業の流れ	3
3	補助対象者、共同事業者及び交付申請者	4
4	交付申請者の要件	4
5	補助金交付の対象工事	4
6	補助額	5
7	補助金の交付と還元	5
8	受付期間	5
9	申請方法等	6
	（1）申請者	6
	（2）申請方法	6
	（3）申請内容	6
10	補助金の併用	7
11	交付決定通知	7
12	請求/補助金額の確定・交付（振込）	7
13	書類の保管	7
14	財産処分の制限	8
15	事業スケジュール	8
16	その他	8
	（1）交付決定の取り消し、補助金の返還について	8
	（2）会計検査等に伴う書類請求及び現場検査等について	8
	（3）個人情報等の利用目的について	8

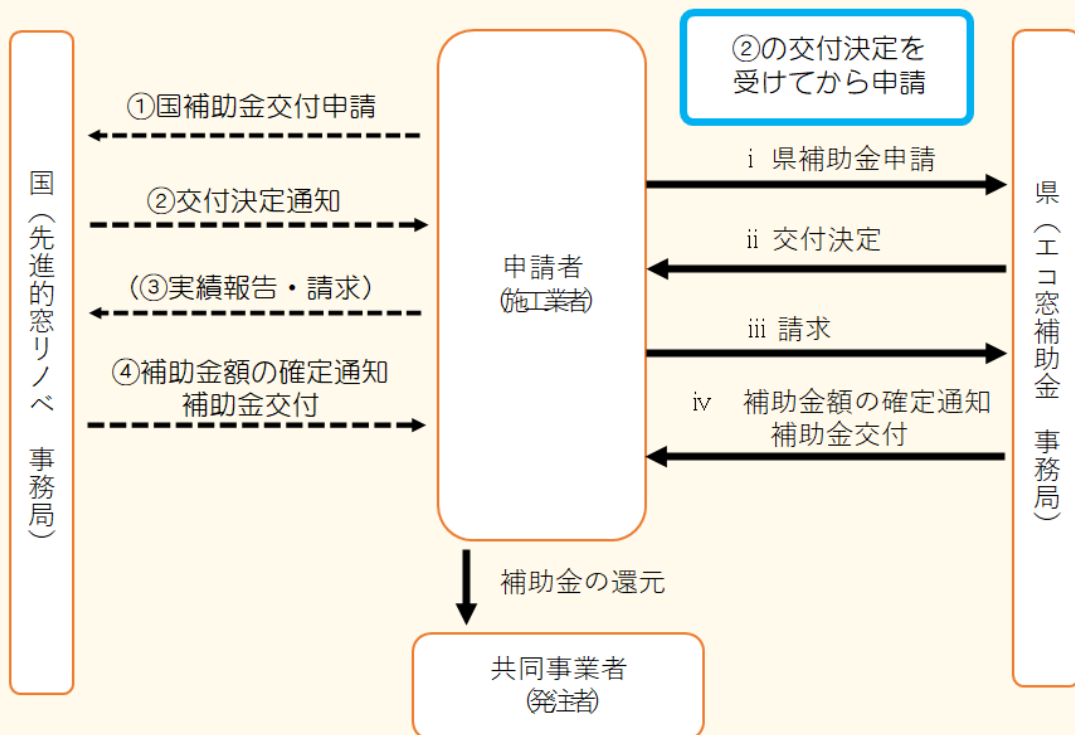
1 補助金の趣旨

この補助金は広島県内の既存住宅の断熱窓への改修に伴う経費の一部を補助することで、物価高騰の影響を受ける家庭のエネルギー費用負担の軽減を図ることを目的としています。なお、本補助金は、国の「先進的窓リノベ 2026 事業」の交付決定を受けた住宅の断熱改修工事を対象とします。

2 事業の流れ

- この補助金は住宅等の所有者である共同事業者（工事発注者）と請負契約を締結した申請者（施工業者）が、共同事業者の同意を得て申請を行い、補助金の交付を受けるものです。
- 補助金の交付を受けた施工業者は、あらかじめ共同事業者と合意した還元方法により、補助金相当額を共同事業者へ還元します。

事業の流れ



3 補助対象者、共同事業者及び交付申請者

- ・リフォーム工事の発注者等を補助の対象者（共同事業者）とします。
- ・補助事業の交付申請は工事発注者（共同事業者）と施工事業者（補助事業者）が共同で行います。
- ・具体的な手続きは、施工業者等(補助事業者)が代表して行います。
- ・施工業者等(補助事業者)は、工事発注者等(共同事業者)から依頼を受けた本事業の交付申請手続きを遅滞なく、また適正に実施する必要があります。また、手続きの進捗や補助金の還元方法等について、工事発注者等(共同事業者)から問い合わせがあった場合には、誠実に対応する必要があります。

4 交付申請者の要件

本補助金の交付申請者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 国の先進的窓リノベ 2026 事業に事業者登録されていること。
- (2) 本補助金申請にあたって共同事業者である工事発注者の同意を得ていること。
- (3) 本補助金の還元方法、還元額及び還元時期について、共同事業者とあらかじめ同意していること。
- (4) 次の①～⑥に該当する者が、経営に関与していないこと。
 - ① 暴力団員
 - ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 補助金交付の対象工事

本補助金交付の対象工事は、下記の①、②いずれも満たすものとします。

- ① 広島県内に所在する住宅の開口部の断熱改修工事であること。
ただし、ドア交換工事については、窓の工事と同一の契約であり、かつ同時に先進的窓リノベ 2026 事業の交付決定を受けているものに限ります。
- ② 「先進的窓リノベ 2026 事業」の交付決定を受けた住宅の断熱改修工事（非住宅建築物は対象外）

※工事前後の写真等により住宅であることが確認できない場合は、登記事項証明書等、住宅であることを確認できる書類の提出を求めることがあります。店舗等との併用住宅については、住宅部分に係る工事のみを対象とします。

6 補助額

1 住戸あたりの補助金額は下記の①または②のいずれか低い額とします。

- ① 先進的窓リノベ 2026 事業の交付決定額の 1 / 3 (千円未満切り捨て)
- ② 90,000 円

7 補助金の交付と還元

・本補助金は交付申請を行った施工事業者に交付され、施工事業者から共同事業者（工事発注者）に以下の①又は②のいずれかの方法により還元します。還元方法、還元額及び還元時期については、あらかじめ両者で合意し、申請時に提出してください。

- ①補助事業に係る契約代金に充当する方法
- ②現金で支払う方法

※合意内容について、申請時に同意書を提出していただきます。

※トラブル防止のため、補助金の還元についての合意内容の記録や補助金を還元したことがわかる書類等を保管してください。

※工事発注者への還元がなされない場合は申請受付の停止、補助金の返還、事業者名の公表等の措置を講じる可能性があります。

8 受付期間

申請受付期間：令和8年6月17日（水）～令和9年1月31日（日）

・先着順での受付となります。

（申請フォームの入力及び必要書類の提出が完了した申請から順番に受け付けます。）

（申請内容又は添付書類に不備がある場合は、不備が解消した時点で受付完了とします。）

・国の交付決定後に申請することができます。本補助金申請期日までに国の補助金の交付決定通知がないものは、国へ申請中であったとしても、本補助金の交付はできません。

・受付期間中であっても、補助金の予算がなくなり次第、終了となります。

この場合、国補助の交付決定を受けた住宅であっても、補助金の交付はできません。

※工事発注者に対して、上記の事項を十分に説明し、理解をいただいた上で、交付申請についてご検討ください。

9 申請方法等

(1) 申請者

断熱窓工事を施工（請負）した事業者

※工事発注者による申請はできません。申請に当たっては、共同事業者である工事発注者の同意を得てください。

(2) 申請方法

オンライン申請フォームから提出

<https://area26.smp.ne.jp/area/switch/00051A000339f17h50/h-ecomado2026>

(3) 申請内容

①申請時に入力する主な内容

- 申請者（施工事業者）
住所又は所在地、代表者の肩書/氏名、担当者氏名、電話番号、Eメールアドレス、補助金振込先の口座情報(申請者名義のもの)
- 共同事業者（工事発注者）
氏名又は名称、現住所、電話番号、Eメールアドレス
- 補助対象工事
契約年月日、対象住宅の所在地、先進的窓リノベの申請タイプ（戸別／一括）、先進的窓リノベ 2026 事業の交付決定日、先進的窓リノベ 2026 事業の交付決定額、先進的窓リノベ 2026 の補助金支払日（支払予定日）
- 申請者が本事業の交付申請に当たり、共同事業者の同意を得た旨
- 本補助金と併用できない国費充当補助金等を受けていない旨

②申請に当たって提出する添付書類

- I～IVは必須、Vについては提出の必要がある場合に事務局から提出を求めます。
- I 先進的窓リノベ2026事業の交付決定通知書の写し
 - II 工事請負契約書の写し
 - III 工事前/工事後の写真（窓リノベ事務局へ提出したものと同一のもの）
 - IV 同意書（共同事業者の申請同意、還元方法等を記載したもの）
 - V その他必要な書類（住宅性、契約内容、国補助額、重複補助の有無等の確認に必要な書類）

10 補助金の併用

- 本補助事業と補助対象が重複する国の他の補助制度と併用はできません。（先進的窓リノベ 2026 事業を除く。）
- 本補助金では、国費が充当されていない地方公共団体の補助制度との併用は制限しません。ただし、併用を検討する場合は、当該地方公共団体において併用が認められているかを確認してください。

11 交付決定通知

- 事務局は、交付要件を満たす補助事業に対して、交付申請後、申請内容に不備等がなければ、補助金の交付を決定し、「交付決定通知書」を申請者及び共同事業者にメールにて通知します。
- 通知後に申請内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局へ連絡してください。

12 実績報告兼請求/補助金額の確定・交付（振込）

- 申請者は交付決定通知を受けた後に、事務局へ補助金の実績報告兼請求書を提出をする必要があります。
- 事務局は、請求内容を確認した上で、補助金額を確定し、申請者の指定口座に振込を行います。
- 補助要件を満たさない変更(契約の解除等)が生じた場合は、交付決定通知書に記載された「取下げ期日」までに、交付決定の取下げを行う必要があります。
- 施工事業者は、あらかじめ両者で同意した方法により、共同事業者に還元します。
- 還元方法が「現金で支払う方法」の場合、施工事業者は、補助金の交付から遅くとも2ヶ月以内に共同事業者への還元を完了する必要があります。
- 振込にあたっては、事前に施工事業者の担当者にメールで通知します。
- 本補助金受領後に、先進的窓リノベ 2026 事業の交付金額変更や取り下げ、返還等があった場合には、事務局へ届け出をし、補助金の返還等の手続きを実施する必要があります。

13 書類の保管

- 事業者である施工業者は、本事業の関連書類について、本事業の交付を受けた年度終了後5年間、以下の書類を保管してください。（本事業は、会計検査院による検査の対象になる場合があります。）
- 書類の保管はデータでも構いませんが、検査の際に出力を求められることがあります。

- ① 本交付決定通知書
- ② 本補助金交付額確定通知書
- ③ 先進的窓リノベ 2026 事業の交付決定通知書の写し
- ④ 工事請負契約書の写し
- ⑤ 工事前後の写真
- ⑥ その他（申請時に提出を求められた書類）

14 財産処分の制限

- 補助事業により取得し、又は効用の増した補助対象製品については、補助事業終了後も善良な注意をもって管理し、補助金交付の目的にしたがって効果的に活用してください。
- また、知事が別に定める期間以前に当該財産を処分するときは、事前に事務局の承認を受ける必要があります。財産処分によって収入を得た場合、その全部又は一部を返納していただくことがあります。
- 本補助金の交付を受けた補助対象製品を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、または廃棄してはいけません。
- ただし、本事業の交付を受けた補助対象製品を設置する住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除きます

15 事業スケジュール

工事期間	2025年11月28日以降 着手 2026年12月31日まで 工事完了
交付申請の受付期間	2026年6月17日～2027年1月31日
補助金交付期間	2026年6月30日～2027年2月28日

16 その他

(1) 交付決定の取り消し、補助金の返還について

万一、交付に際して付す条件に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取消し、補助金の返還命令等の措置が講じられます。

(2) 会計検査等に伴う書類請求及び現場検査等について

本事業が会計検査等の対象となった場合には、関係書類の提出及び現場検査が行われる可能性がありますので、本補助事業に関する書類の保存をしてください。

(保存期間：本事業の交付を受けた年度の終了後5年間)

(3) 個人情報等の利用目的について

取得した個人情報等については、申請に係る事務処理、申請者及び共同事業者への通知・連絡、アンケート等の調査、補助金の適正な執行に必要な確認に利用する場合があります。また、重複受給の確認等のため、広島県又は関係地方公共団体等へ提供する場合があります。